

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の概要

「企業内容等の開示に関する内閣府令」をはじめとする証券取引法（金融商品取引法）の開示制度関係の 17 本の内閣府令を改正するための内閣府令。（あわせて、1 本の内閣府令を廃止。）

（注）当該内閣府令により改正・廃止する内閣府令の一覧は、[別紙 2]を参照。

．企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（1 条）

1．確認書制度

確認書の記載事項等

- イ 代表者の役職氏名のほか、会社が、財務報告に関し、代表者に準じる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名等を記載する（改正後 17 条の 5 第 1 項・4 号の 2 様式（内国会社）・9 号の 2 様式（外国会社））
- ロ 有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項その他の確認書の記載事項及び様式を定める（改正後 17 条の 5 第 1 項、4 号の 2 様式、9 号の 2 様式）。
- ハ 四半期報告書及び半期報告書についても準用する旨を規定する（改正後 17 条の 5 第 3・4 項）。

従来の任意の確認書に係る規定の削除

金融商品取引法に基づく確認書制度の導入に伴い、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書の任意の添付書類となっている確認書に関する規定を削除する（改正後 10 条・17 条・18 条）。

2．四半期報告制度

四半期報告書

四半期報告書の様式を新設し、主な開示内容を次のように定める（改正後 17 条の 6 第 1 項・4 号の 3 様式（内国会社）・9 号の 3 様式（外国会社）参照。）。

イ 企業の概況

- 主要な経営指標等の推移
- 事業の内容、関係会社の状況（四半期において重要な変更等があった場合に開示）
- 従業員の状況（詳細については四半期において重要な変更等があった場合

に開示)

□ 事業の状況

- 生産、受注及び販売の状況
- 経営上の重要な契約等(四半期において重要な変更等があった場合に開示)
- 財政状態及び経営成績の分析

ハ 設備の状況(四半期において重要な変更等があった場合に開示)

二 提出会社の状況

- 株式等の状況(大株主の状況については、第2四半期のみ開示)
- 株価の推移
- 役員の状況(四半期報告書提出日までに異動があった場合に開示)

ホ 経理の状況([別紙11-1]・[別紙12-1]を参照。)

- 四半期連結財務諸表(連結財務諸表を作成していない場合は四半期財務諸表)
- 第2四半期のみ、特定の事業を行う会社(口を参照。)について「中間財務諸表」を開示

へ 提出会社の保証会社等の情報

第2四半期に係る四半期報告書において、中間連結財務諸表及び中間財務諸表の開示を求める特定の事業を次のように定める(改正後17条の6第2項)。

イ 銀行法に定める銀行業(外国銀行が行う事業を除く。)及び銀行持株会社が行う事業

ロ 保険業法に定める保険業(外国の保険業者が行う事業を除く。)及び保険持株会社(子会社である保険会社の株式の価額の合計額が当該保険持株会社の総資産の額に占める割合が100分の50を超えるものに限る。)が行う事業

ハ 信用金庫法に定める事業(全国を地区とする信用金庫連合会が行う事業に限る。)

3. 組織再編成に係る開示

提出会社が株式交換完全親会社となる株式交換等を行うことを、当該提出会社の業務執行決定機関が決定した場合に提出する臨時報告書について、当該株式交換により当該株式交換完全親会社の株式等以外の有価証券が割り当てられる場合の当該有価証券の発行者の概要の記載を求める(改正後19条)。

株式交換、合併等の組織再編成に係る特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続を行う場合に提出する有価証券届出書の様式を新設し、第二号様式における記載内容に加え、次の項目等の記載を求める(改正後2号の6様式)。

イ 当該組織再編成の概要、目的等

ロ 当該組織再編成の当事会社の概要

ハ 当該組織再編成の契約、割当ての内容及びその算定根拠

- 二 当該組織再編成に関する手続
- ホ 当該組織再編成対象会社の会社情報

4. 学校法人債券に係る開示

提出者が学校法人債券の発行者である学校法人等である場合に、有価証券届出書等において、次の項目等の記載を求める（改正後 2 号様式）。

- イ 当該学校法人等が運営する学校等の種類及びその数
- ロ 当該学校等の在籍者数、教員数等
- ハ 補助金の交付を受けた場合のその合計額

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（3 条）

1. 特定有価証券の定義

廃止する「証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令」において規定していた特定有価証券の範囲を規定する（改正後 8 条）。

新たに、社債券のうち会社法施行規則 2 条 3 項 17 号に定める信託社債、受益証券発行信託の受益証券又は抵当証券の性質を有する外国の者の発行する証券又は証書、これらの有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券等を、特定有価証券として指定する（改正後 8 条）。

2. 様式の新設

新たに有価証券と規定された受益証券発行信託の受益証券及び抵当証券（外国の者の発行する証券又は証書でこれらの性質を有するものを含む。）に係る有価証券届出書、有価証券報告書等の様式を新設する（改正後 6 号様式等）。

3. 開示内容の充実

特定有価証券に係る開示内容の充実を図るため、各様式を整備する。

投資対象に関する情報の充実

投資信託や不動産に投資を行う有価証券について、投資対象に関する情報の充実を図るため、以下の事項の記載を求める。

- イ 投資信託について、ファンド・オブ・ファンズにおいて、ファンドの純資産総額の 10% を超えて投資するファンドの名称、運用の基本方針、主要な投資対象等（改正後 4 号様式等）。
- ロ 不動産に投資を行う有価証券について、不動産の状況（構造、現況、その他不動産価格に重要な影響を及ぼす事項）及び第三者による不動産の状況に関する調査結果の概要（改正後 4 号様式等）。

運用者に関する情報の充実

運用者の内部管理体制や関係法人に対する管理体制、運用に関するリスク管理体制等に関する情報の充実を図るため、以下の事項の記載を求める。

- イ 資産流動化受益証券について、資産管理会社の統治機構（機関の内容、監督組織）、資産管理会社から事務委託を受けた会社に対する管理体制、資産に関するリスク管理体制（改正後5号の4様式等）。
- ロ 投資信託について、ファンドの意思決定を監督する組織、投資信託の委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制（改正後4号様式）。

運用サービスに関する情報の充実

具体的な運用方針等についての情報の充実を図るため、以下の事項の記載を求める。

- イ 資産流動化受益証券について、信託財産の管理・処分に関する基本的態度・方針・形態（改正後5号の4様式等）。
- ロ 投資信託について、運用方針に基づく具体的な銘柄選定の方針、ファンド・オブ・ファンズの場合における投資先ファンドの選定方針（改正後4号様式等）。

・ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正（4条）

公開買付制度の対象である株券等信託受益証券（株券等を受託有価証券とする有価証券信託受益証券をいう。）に係る株券等所有割合を算出するための議決権の数の換算方法等を規定する（改正後8条3項4号）。

・ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正（6条）

大量保有報告制度の対象である対象有価証券信託受益証券（株券等を受託有価証券とする有価証券信託受益証券をいう。）に係る株券等保有割合を算出するための株式の数の換算方法等を規定する（改正後5条）。

・ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正（8条）

四半期連結財務諸表等の監査証明について、以下の整備を行う。

監査証明の手続

四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表に関する監査証明はそれを実施した公認会計士又は監査法人が作成する四半期レビュー報告書により行う(改正後3条)。

四半期レビュー報告書

四半期レビュー報告書の記載内容を次のように定める(改正後4条)。

イ 四半期レビューの対象

ロ 実施した四半期レビューの概要

ハ 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論

ニ 追記情報

ホ 公認会計士法 25 条 2 項の規定により明示すべき利害関係

四半期レビュー概要書

金融商品取引法第 193 条の 2 第 5 項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として財務諸表等の監査証明に関する内閣府令で定めている監査概要書及び中間監査概要書に加え四半期レビュー概要書を新たに定める(改正後5条・四号様式)。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正 等

(9条~12条)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財規」)、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「連結財規」)、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「中間財規」)及び「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「中間連結財規」)について、以下の整備を行う。

1. 「関連当事者の開示に関する会計基準」の公表に伴う改正

関連当事者の範囲の拡大(改正後財規8条17項、改正後連結財規15条の4)

イ 財務諸表提出会社の親会社に、会社のほか組合、会社や組合に準ずる事業体を追加する。

ロ 財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者を追加する。さらに、連結財務諸表規則においては、連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びそ

の近親者を追加する。

ハ 口の改正に伴い、それらの者が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を追加する。

関連当事者との取引等に関する注記の拡大（改正後財規 8 条の 10・8 条の 10 の 2、改正後連結財規 15 条の 4 の 2・15 条の 4 の 3）

イ 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権又は破産更生債権等に区分されている場合には、当該債権に対する貸倒引当金残高及び貸倒引当金繰入額等を注記する。

ロ 財務諸表提出会社に親会社が存在する場合には、その名称、金融商品取引所に上場している場合にはその旨及び当該金融商品取引所の名称、金融商品取引所に上場していない場合にはその旨を注記する。

ハ 財務諸表提出会社に重要な関連会社が存在する場合には、当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書の主要な項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計、売上高、税引前当期純損益、当期純損益）の金額を注記する。

2. 「リース取引に関する会計基準」の公表に伴う改正

貸借対照表項目の追加（改正後財規改正 17 条等、改正後連結財規 23 条等、改正後中間財規 13 条等、改正後中間連結財規 25 条等）

すべてのファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に準じた会計処理を行うこととされたことに伴い、以下の項目を貸借対照表項目として追加する。

イ リース物件の貸主として、流動資産及び投資その他の資産の項目に「リース債権」及び「リース投資資産」を追加する。

ロ リース物件の借主として、有形固定資産及び無形固定資産の項目に「リース資産」、流動負債及び固定負債の項目に「リース債務」を追加する。

リース取引に関する注記事項の変更（改正後財規 8 条の 6、改正後連結財規 15 条の 3、改正後中間財規 5 条の 3、改正後中間連結財規 15 条）

ファイナンス・リース取引につき、これまでの注記事項に代えて以下の事項を注記する。

イ 提出会社がリース物件の借主である場合には、重要なリース資産の内容及びリース資産の減価償却の方法

ロ 提出会社がリース物件の貸主である場合には、重要性の乏しい場合を除き、（ ）リース投資資産に係るリース料債権部分の金額、見積残存価額部分の金額及び受取利息相当額並びに（ ）リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の貸借対照表日後 5 年内における 1 年ごとの回収予定額及び 5 年超の回収予定額